

【交付書面】

株主各位

第165回定時株主総会資料
(書面交付請求に伴う交付書面)

「第165回定時株主総会招集ご通知」と本紙を合わせ、
法令及び当社定款の規定に基づく書面交付請求に伴う交
付書面としております。

2026年5月28日

日東紡績株式会社

証券コード：3110

事業報告 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

■ 当社グループの現況に関する事項

(1) 対処すべき課題

① 日東紡グループ 『中期経営計画 (2024-2027年度) 』

○ 日東紡グループ中期経営計画の進捗

日東紡グループは、2023年に創立100周年を迎え、次の100年も持続的に成長することを目指し、長期ビジョンである2030年にありたい姿『Big VISION 2030』を策定しております。2024年4月には、『Big VISION 2030』の実現に向けて、『中期経営計画 (2024-2027年度) 』をスタートしました。

『中期経営計画 (2024-2027年度) 』の2年目である当事業年度は、AIサーバー向け需要の急拡大を受け、スペシャルガラス、特に低熱膨張ガラスの販売が大きく伸長したこと、また為替が円安に振れたことにより、営業利益は当初の最終年度目標である200億円を前倒しで達成いたしました。こうした事業環境を受け、スペシャルガラス、特に低熱膨張ガラスの増産投資を前倒しで実行することで、地政学リスク等の外的要因について引き続き考慮する必要があるものの、中期経営計画最終年度にあたる2027年度の売上高及び営業利益目標を上方修正いたしました。

< 全社定量目標 (2024-2027年度) >

項目	当初目標値	修正目標値
売上高 (2027年度)	1,350億円	1,550億円
営業利益 (2027年度)	200億円	360億円
EBITDA (2027年度)	320億円	510億円
ROE	8%以上	8%以上
ROIC	WACC を上回る水準	WACC を上回る水準
設備投資(4年累計)	約800億円	約1,200億円
研究開発費(4年累計)	約150億円	約160億円
ネットD/Eレシオ	0.4倍以下	0.4倍以下
自己資本比率	55%以上	55%以上
株主還元方針	配当55円/株を下限とし、定常収益に対する連結配当性向30%を基本方針とする	同左

○『中期経営計画（2024-2027年度）』

<中期経営計画（2024-2027年度）の2つのポイント>

『Big VISION 2030』実現に向けた確実な投資の刈り取りと既存成長戦略の推進

スペシャルガラス、メディカル分野において前中期経営計画で実行した投資の着実な刈り取りと、急激な市場の立ち上がりにも対応可能とする積極的な成長投資を継続いたします。

2030年を超え、次の100年に向けた新たな柱づくり

2024年4月より、従来の3事業部門を5事業本部に改め、新組織体制に移行いたしました。この体制の下、スペシャルガラスとメディカルに次ぐ新たな柱づくりに加え、開発・製造・販売を一体運営し、顧客視点での活動を強化してまいります。

2023年度まで				2024年4月1日以降			
グラスファイバー事業部門	製造	販売		電子材料事業本部	商品開発	製造	販売
メディカル事業部門	製造	販売		メディカル事業本部	商品開発	製造	販売
繊維事業部門	製造	販売		複合材事業本部	商品開発	製造	販売
総合研究所	研究	商品開発		資材・ケミカル事業本部	商品開発	製造	販売
企画管理本部				断熱材事業本部	商品開発	製造	販売
				技術開発本部	基礎・生産技術研究	DX	環境技術
				企画管理本部			

<本部戦略の基本方針>

『Big VISION 2030』を超えて安定成長を持続するため、打ち出しの4年間として各事業本部は以下の方針に基づき中期経営計画に取り組みます。

【電子材料】 【メディカル】

- ・市場拡大が期待できる分野に向けた供給体制の整備、積極的な設備投資を継続します。
- ・『Big VISION 2030』を実現する2030年度目標に向け、投資の刈り取り、新規開発製品の結実による着実な収益貢献を目指します。

【複合材】 【資材・ケミカル】 【断熱材】

- ・既存事業領域の深掘りしつつ、2030年度以降を見据え、グラスファイバー、繊維など、従来の括りに捉われない新たな発想で事業の探索を進めます。

<日東紡グループの経営理念と基本方針>

経営理念

日東紡グループは「健康・快適な生活文化を創造する」企業集団として社会的存在価値を高め、豊かな社会の実現に貢献し続けます。

日東紡宣言

日東紡グループは社会の「ベストパートナー」を目指します。
“日東紡でよかった”それが、私たちの誇りです。

ビジョン

2030年にありたい姿『Big VISION 2030』

全てのステークホルダーから「日東紡でよかった」と思われる企業グループを目指す
持続可能な社会実現のために、
「環境・エネルギー」「デジタル化社会」「健康・安心・安全」に貢献する
グローバル・ニッチ No.1を創造し続ける企業グループ

【日東紡グループが目指すグローバル・ニッチNo.1】

ピンポイントのニーズに応える：全てのアイデアの可能性を生かし、眠る需要を掘りあてる

社会に必要不可欠な製品の開発：強みとする技術を軸とし、新しい分野へも挑戦を試みる

製品開発で独自のポジションを築き、グローバルな顧客に深く根ざす

②環境目標

当社グループでは、「環境に関する全社方針」を定め、環境目標の達成に向けて取り組んでおります。

また、一元的に環境課題を把握し、課題解決への取組みを推進するため、代表執行役社長を委員長とする「サステナビリティ推進委員会」を設けております。

当事業年度は委員会を3回開催し、CO₂削減推進、環境貢献商品開発、サステナビリティ経営推進等のテーマ別タスクフォースを通じて、持続可能な事業のための具体的な施策の検討と推進に取り組みました。

近年における主な取組みは以下のとおりです。

- ・2024年2月より、当社富久山事業センター構内において第三者所有モデルによる太陽光発電システム（いわゆるオンサイトPPA）の運用を開始いたしました。
- ・2024年10月に当社福島事業センター、11月に当社連結子会社である富士ファイバークラス株式会社でISCC(国際持続可能性カーボン認証) PLUS認証を取得し、マスバランス方式によるリサイクル商品の取扱いが可能となりました。
- ・2025年10月に将来的な大量廃棄が課題となっている太陽光パネルのカバーガラスを原料としたプラスチック強化用リサイクルグラスファイバーの試作に成功いたしました。

今後も持続可能な豊かな社会の実現に向けて取り組んでまいります。

<2030年度 環境目標>

CO₂排出量削減30%削減(2013年度比)

廃棄ガラス量の実質ゼロ達成



③コーポレート・ガバナンスについて

当社は、2014年に監査役会設置会社から指名委員会等設置会社へ移行し、監督と執行の分離を一段と明確にし、取締役会による経営の監督機能の強化と透明性の向上、執行役によるスピード感を持った事業の執行・経営の機動性確保を目指すなど、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するため、コーポレート・ガバナンスの構築と不断の見直しを行っています。

近年における主な取組みは以下のとおりです。

- 1) 取締役会における審議のさらなる活性化を図るため、取締役会付議議案等への理解を深める場として「取締役会事前報告会」を設けており、当事業年度においては12回開催いたしました。当報告会においては、毎回2時間程度をかけて取締役会付議案件のほか、経営の監督に必要なと思われる案件について適時適切に説明・意見交換がなされており、議案等の背景について本質的な理解を深め、取締役会の効率的な運営に寄与しています。
- 2) 2025年5月1日より「監査委員会運営規準」を新たに制定し、監査委員会の実効性と独立性をより明確にしつつ、職務執行に必要な情報収集及び関係者との連携を強化する場として「監査委員連絡会」を設置いたしました。
- 3) 当社は、社外への情報発信の充実を目的に「コーポレート・コミュニケーション部」を設置しており、より一層の透明性・公平性を確保し、分かりやすく、かつ有用性の高い情報発信を行い、株主の皆様との建設的な対話の促進に努めています。また、IR活動に加えて機関投資家の議決権行使担当者との対話も行っています。
- 4) 当社取締役会は、執行役の業務執行を監督する立場から、取締役会において「執行会議規則」を定め、当社グループの経営全般に係る重要事項の審議について、より多面的な議論を促し、執行会議のさらなる活性化と深化を図っております。
- 5) 当社グループの中長期的な価値創造の仕組みについて、一層理解を深めていただけるよう、財務情報とCSRを含む非財務情報を統合した統合報告書を発行しています。
- 6) 上場株式の保有にあたっては、当社は販売・原燃料調達・金融などに関する当社グループの重要な取引先との良好な関係を構築し、当社グループの事業活動を円滑に進め、当社グループの企業価値を維持・向上させると判断する場合は、政策保有株式として保有を行います。一方で、当社グループの企業価値維持向上の観点から、その株式の保有意義が乏しいと判断される銘柄は市場への影響等に配慮しつつ売却を行います。また、個々の銘柄ごとに、販売・調達、技術協力や共同出資、共同事業、資金調達といった、取引の重要性及び良好な取引関係の維持・構築等の定性的要因と、配当利回り及び事業利益を加味して算出した総合投資利益率を資本コストと比較した定量的な評価とを総合的に勘案した保有方針を取締役会で定期的に検証しています。この検証に基づき、2025年度については6銘柄47億84百万円、2024年度から2025年度の2年間累計で7銘柄67億41百万円の売却を行いました。
- 7) 当社報酬委員会は執行役（取締役兼務者を含む）の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、業績連動型株式報酬制度を導入しております。

【取締役会の実効性自己評価】

当社は、取締役会に期待されている機能が適切に果たされているかを検証し、その向上を図っていくために、毎年、取締役会の実効性を評価しております。

アンケート形式で実施しており、評価の独立性や客観性を高める観点から外部弁護士を起用し、内容の監修及び結果の分析・評価を行っております。

取締役会では、その結果を踏まえ、取締役会の構成、運営、監督、支援体制、株主との対話等について分析・評価を行っております。

前事業年度の評価結果を踏まえ、当事業年度は以下の取組みを行いました。

- ・中長期的な企業価値向上のため、当社事業の市場環境や競争環境の変動リスクに対し、執行役からの詳細な報告に基づく議論を重ねました。
- ・持続可能な成長には多様な視点が不可欠であるとの認識の下、人的資本に関する議論を深化させました。
- ・昨年に引き続き、社外取締役と執行役とのコミュニケーションの機会を充実させ、課題の共有や経営戦略の議論を深化させました。

当事業年度を総括したアンケートでは、殆どの項目において評価点の平均値が5点満点中4点以上となり、取締役会の実効性について社内外の取締役から高い評価を得ました。なお、今後取り組むべき課題として以下のような意見が出されました。

- ・中長期の視点で主要な経営テーマについて議論の場をより充実させる。
- ・より良いガバナンス体制構築に向けて、整理・明確化を行うべく、引き続き議論を深めていく。
- ・サクセッションプランを踏まえた次世代経営層の育成を図る。

取締役会がより一層の監督機能を果たし、企業価値向上に向けて、引き続き不断の改善を行ってまいります。

(2) 設備投資等の状況

当事業年度に実施した設備投資は、総額217億2百万円となりました。

主な設備投資には、電子材料事業におけるガラスヤーン及びガラスクロス製造能力増強などがあります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

(5) 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の 出資比率 (%)	主要な事業内容
日東グラスファイバー工業株式会社	80	100	電子材料事業 (グラスファイバー製品の製造)
Baotek Industrial Materials Ltd.	1,948百万NT\$	48	電子材料事業 (グラスファイバー製品の製造及び販売)
NITTOBO ASIA Glass Fiber Co., Ltd.	783百万NT\$	100	電子材料事業 (グラスファイバー製品の製造及び販売)
台湾日東紡股份有限公司	5百万NT\$	100	電子材料事業 (グラスファイバー製品の販売)
ニッポーメディカル株式会社	300	100	メディカル事業 (体外診断用医薬品等の開発、製造及び販売)
Nittobo America Inc.	10百万US\$	※100	メディカル事業 (抗血清の製造及び販売)
富士ファイバーグラス株式会社	80	100	複合材事業 (グラスファイバー製品の製造)
日東紡アドバンテックス株式会社	80	100	資材・ケミカル事業 (芯地製品、機能資材、ふきんの開発、製造及び販売)
日東グラステックス株式会社	40	100	資材・ケミカル事業 (グラスファイバー製品の製造)
パラマウント硝子工業株式会社	450	100	断熱材事業 (グラスウール製品の開発、製造及び販売)
株式会社日東紡テクノ	90	100	その他事業 (機械設備の設計・製作販売、建築・土木工事の設計・施工監理及び請負)
日東紡グローバルトレーディング株式会社	30	100	その他事業 (グラスファイバー製品等の販売)

(注) ※印は、子会社保有の株式を含んでおります。

会社役員に関する事項

(1) 取締役及び執行役の氏名等

取締役

地位	氏名	担当(委員会)	重要な兼職の状況
取締役	辻 裕 一	指名委員 報酬委員	
取締役	多 田 弘 行	指名委員 報酬委員	
取締役	松 永 隆 延	監査委員(常勤)	
社外取締役	藤 重 貞 慶	指名委員会委員長 報酬委員 監査委員	株式会社サトー 社外取締役 株式会社テレビ朝日ホールディングス 社外取締役(監査等委員)
社外取締役	内 藤 亜雅沙	指名委員 報酬委員 監査委員	田辺総合法律事務所 パートナー弁護士 GLP投資法人 監督役員 株式会社ispace 社外監査役
社外取締役	中 島 康 晴	監査委員会委員長 指名委員 報酬委員	株式会社ビジネスブレイン太田昭和 社外取締役(監査等委員)
社外取締役	三井田 健	報酬委員会委員長 指名委員 監査委員	株式会社明電舎 代表取締役 執行役員会長

- (注) 1. 当社は、執行役等へのヒアリングや内部監査部門等からの報告受領、子会社の調査等による情報の把握及び各種会議への出席を継続的・実効的に行うため、常勤の監査委員を置いております。
2. 監査委員会委員長である中島康晴氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は、株式会社東京証券取引所に対して、社外取締役4名全員を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。

執行役

役位	氏名	主な担当
代表執行役会長	辻 裕 一※	監査室、新規事業創出センター担当
代表執行役社長	多 田 弘 行※	CEO
常務執行役	林 寿 信	電子材料事業本部長
常務執行役	岡 久 靖	企画管理本部長 秘書室、企画総務部、調達統括部担当
上席執行役	梶 田 明 正	電子材料事業本部 副本部長 兼 ヤーンユニット長 兼 日東グラスファイバー工業株式会社 代表取締役会長
上席執行役	梶 川 浩 希	企画管理本部 副本部長 コーポレート・コミュニケーション部、経理財務部、情報システム部担当 兼 コーポレート・コミュニケーション部長
執行 役	畑 中 克 哉	メディカル事業本部 副本部長 兼 Nittobo America Inc. Chairman/CEO
執行 役	伊 藤 正 毅	複合材事業本部長 兼 複合材事業本部 管理部長
執行 役	中 村 幸 一	技術開発本部長
執行 役	福 島 雅 夫	メディカル事業本部長 兼 ニッターボーメディカル株式会社 代表取締役社長
執行 役	谷 田 祐 之	企画管理本部 副本部長 人事部、リスクマネジメント統括部、法務部、福島事業センター、富久山事業センター、大阪支店、名古屋支店担当 兼 リスクマネジメント統括部長
執行 役	安 田 照太郎	資材・ケミカル事業本部長 兼 商品企画部長
執行 役	三 上 雄 広	電子材料事業本部 副本部長 兼 電材ユニット長 兼 電材ユニットマーケティング部長 兼 台湾日東紡股份有限公司 董事長

- (注) 1. ※印は、取締役を兼務する執行役であります。
2. 2025年6月19日開催の第164回定時株主総会后、最初に招集された取締役会において辻 裕一、多田弘行、林 寿信、岡久 靖、梶田明正、梶川浩希、畑中克哉、伊藤正毅、中村幸一、福島雅夫、谷田祐之、安田照太郎及び三上雄広の各氏が執行役に選任され、就任いたしました。

3. 当事業年度中における執行役の役位及び主な担当について次のとおり異動がありました。

氏名	異動前の役位及び主な担当	異動後の役位及び主な担当	異動年月日
伊藤 正毅	執行役 複合材事業本部長	執行役 複合材事業本部長 兼 複合材事業本部 管理部長	2025年 7月1日
安田 照太郎	執行役 資材・ケミカル事業本部長 兼 産資ユニット長	執行役 資材・ケミカル事業本部長 兼 商品企画部長	2025年 10月1日

4. 当事業年度末の2026年3月31日付で辞任により退任した執行役は以下のとおりであります。

氏名	異動前の役位及び主な担当	異動後の役位及び主な担当
辻 裕一	代表執行役会長 監査室、新規事業創出センター担当	会長
多田 弘行	代表執行役社長 (CEO)	副会長

5. 2026年4月1日現在の執行役の役位及び主な担当は以下のとおりであります。

役位	氏名	主な担当
代表執行役社長	林 寿 信	CEO、監査室担当
代表執行役常務	岡 久 靖	企画管理本部長 新規事業創出センター、秘書室、人事部、企画総務部、調達統括部、福島事業センター、富久山事業センター、大阪支店、名古屋支店担当
常務執行役	梶 田 明 正	電子材料事業本部長
上席執行役	梶 川 浩 希	企画管理本部 副本部長 コーポレート・コミュニケーション部、経理財務部、情報システム部担当 兼 コーポレート・コミュニケーション部長
上席執行役	福 島 雅 夫	メディカル事業本部長 兼 ニットーポーメディカル株式会社 代表取締役社長
執行役	畑 中 克 哉	メディカル事業本部 副本部長 兼 Nittobo America Inc. Chairman/CEO
執行役	伊 藤 正 毅	複合材事業本部長 兼 複合材事業本部 管理部長
執行役	中 村 幸 一	技術開発本部長
執行役	谷 田 祐 之	複合材事業本部 副本部長 兼 富士ファイバークラス株式会社 代表取締役社長
執行役	安 田 照太郎	資材・ケミカル事業本部長 兼 商品企画部長
執行役	三 上 雄 広	電子材料事業本部 副本部長 兼 電材ユニット長 兼 電材ユニットマーケティング部長 兼 台湾日東紡股份有限公司 董事長
執行役	永 田 広 一	電子材料事業本部 副本部長 兼 ヤーンユニット長 兼 日東グラスファイバー工業株式会社 代表取締役会長
執行役	重 岡 奏	電子材料事業本部 副本部長
執行役	雨 田 祐 一	断熱材事業本部長 兼 パラマウント硝子工業株式会社 代表取締役社長
執行役	山 崎 はるか	企画管理本部リスクマネジメント統括部、法務部担当 兼 法務部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款第26条により、各社外取締役との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約

当社は、取締役及び執行役並びに子会社の役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害賠償金及び訴訟費用等の損害について填補することとされています。

ただし、犯罪行為や故意の法令違反行為などに起因する損害等は填補の対象外とすることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

(4) 取締役及び執行役の報酬等

取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に係る事項

当社は、指名委員会等設置会社に関する会社法の規定に基づき、社外取締役が過半数を占め、社外取締役を委員長とする報酬委員会において、外部コンサルタントの客観的なデータ等を踏まえながら、取締役及び執行役の個人別の報酬の決定に関する方針を決定しております。

また、その方針は、透明性と合理性を担保させながら、各取締役及び執行役の業績目標の達成を強く動機づけると同時に、中長期的な経営に対する意識を醸成し、株主や投資家の皆様をはじめとするステークホルダーとの利害を一致させるという考えに基づいており、報酬を算定する業績目標項目についても、こうした考え方を反映したものとなっております。

報酬委員会において決定したその内容の概要は以下のとおりです。

【1】取締役及び執行役の個人別の報酬等の全体像

当社の取締役及び執行役の報酬（社外取締役を除く。）は、役位ごとに設定された基本報酬（固定報酬）と、前事業年度の会社業績目標の達成度並びに担当事業本部の営業利益目標の達成度及び担当事業本部の中期課題の活動KPIの評価に応じて0%～150%の範囲で変動する変動報酬（業績連動報酬）を支給します。加えて、執行役には当社の中期経営計画における業績目標に連動させて給付水準を決定する株式報酬（業績連動報酬）を給付します。

なお、社外取締役については、独立かつ客観的な立場から経営を監督することをその役割とすることから、変動報酬及び株式報酬は設定しておりません。

<役員ごとの報酬割合>

役員	役員報酬の構成比（業績連動報酬の支給率が100%の場合）			
	基本報酬	業績連動報酬		
		変動報酬		株式報酬
		会社業績分	本部業績分	
会長/社長及びその他の代表執行役員	60.0%	25.0%	—	15.0%
専務執行役員	60.0%	7.5%	17.5%	15.0%
上席執行役員	65.0%	7.5%	17.5%	10.0%
執行役を兼務しない取締役（社外取締役を除く）	71.0%	14.5%	14.5%	—
社外取締役	100%	—	—	—

(注) 執行役を兼務しない取締役（社外取締役を除く。）の本部業績分については、個人業績（活動）を反映します。

【2】基本報酬の内容に関する方針

各役員の基本報酬額は、役員ごとの定額で設定されたテーブルに基づき、報酬委員会の決議により決定いたします。

【3】業績連動報酬の業績指標の内容に関する方針

《変動報酬》

変動報酬（業績連動報酬）は事業年度ごとの達成率に基づき算出し、事業年度終了前に役員を退任する場合は、その在任期間に応じて按分した金額を支給します（取締役を除く）。

<業績目標項目及び業績連動報酬への反映割合>

会社業績分	営業利益 (基準額100億円)	営業利益 (対前期比増減率)	ROE (対前期比増減率)
	40.0%	30.0%	30.0%
本部業績分	担当事業本部の営業利益（対予算増減率）		担当事業本部の中期課題の活動KPI
	専務執行役・ 常務執行役・ 上席執行役・執行役	42.9%	専務執行役・ 常務執行役・ 上席執行役・執行役
			57.1%

<変動報酬に関する業績指標を選択した理由>

・会社業績分

営業利益は「稼ぐ力」と「成長力」強化のため、ROEは「資本効率性」を向上させることを目的として設定しております。

・本部業績分

担当事業本部の営業利益及び中期課題の活動KPIは、各役員（社外取締役を除く。）が果たすべき業績責任を明確にするとともに、会社業績分とは異なる視点及び項目で評価を行うために設定しております。なお、中期課題の活動KPIの評価については、それぞれの活動状況や業績への貢献度を踏まえて格付けを行います。

ただし、執行役を兼務しない取締役（社外取締役を除く。）については、事業本部を担当しないことから、別途、取締役としての個人業績（活動）を指標にしています。

<変動報酬の算出ルール>

（会社業績分）＝前事業年度の基本報酬額×役員ごとの会社業績分比率×前事業年度の会社業績目標の達成度

（本部業績分）＝前事業年度の基本報酬額×役員ごとの本部業績分比率×（担当事業本部の営業利益目標の達成度＋担当事業本部の中期課題の活動KPIの評価）

以上により算出された会社業績分と本部業績分を合算して変動報酬額を決定します。

なお、2025年度変動報酬の算定における2024年度会社業績目標項目のターゲット値並びに実績値は以下のとおりです。

【営業利益（額）】ターゲット値：100億円／実績値：164億45百万円

【営業利益（対前期比）】ターゲット値：83億87百万円／実績値：164億45百万円

【ROE（対前期比）】ターゲット値：6.1%（調整後）／実績値：9.9%（調整後）

（注）本部業績分については、個人別に定量的及び定性的な目標を設定しており、その実績はそれぞれ99%～119%の達成度になっています。

《株式報酬》

（1）本制度の対象者

本制度の対象者は執行役（取締役兼務者を含む。）です。

（2）本制度の構成及びポイント付与

①本制度の構成

本制度に基づく報酬は次のとおり構成します。

・固定分

固定分は職務執行期間における役位に応じて給付します。

・業績連動分

業績連動部分は、中期経営計画における業績目標の達成度に応じて給付します。

業績目標の達成度は事業年度毎に評価し、職務執行期間に対する報酬に反映します。

現中期経営計画においては、計画策定時に設定した各事業年度における連結の営業利益額を業績指標とします。営業利益額を選定した理由は中長期的な業績の向上を端的にあらわす指標であるためであり、2025年度の目標値と実績値は以下のとおりです。

目標値：営業利益169億円／実績値：営業利益208億円

なお、2026年度は営業利益187億円を目標としています。

②ポイントの算定方法

- ・執行役の職務執行期間に対して固定分及び業績連動分に相当するポイントを算定しこれを付与します。
- ・各職務執行期間に対して付与されたポイント数は、退任時まで累積され、累積されたポイント数を「1ポイント=1株」として給付する当社株式等を算定します。

(ポイントの算式)

ポイント付与にかかる職務執行期間における役位に応じた基準ポイント(注1)
×(1+業績連動係数(注2))

注1. 基準ポイント

役 位	ポイント
会長・社長	2,360
専 務	1,219
常 務	903
上席執行役	452
執 行 役	409

注2. 業績連動係数(業績連動係数の算出に係る指標は営業利益とします。)

業績連動係数=対象期間における実績額÷中期経営計画で定められた当該対象期間における目標額(小数点第3位で切り捨て)。ただし、上限は1.5とし、0.5に満たない場合は0とします。

③職務執行期間内における変更の取扱い

職務執行期間中に役位の変更があった場合には、それぞれの役位に応じて月数按分します。

④職務執行期間中に役員から退任した場合の取扱い

職務執行期間中に役員から退任した場合は、その在任期間に応じて算出します。

(算式)

前項②で算出されるポイント×職務執行期間÷12

⑤ポイント付与日

職務執行期間に対するポイントは当該事業年度に関する定時株主総会の終結後最初の報酬委員会の開催日に付与します。

(3) 給付する株式数及び金銭額

①自己都合以外の事由により役員を退任する場合

・株式

次の算式により「1ポイント＝1株」として算出される株式数とします。

(算式)

株式数＝権利確定日までに累計されたポイント数（権利確定日当日に付与されるポイントを含む。以下「保有ポイント数」という。）×70%（単元株未満の端数は切り捨てる。）

・金銭

次の算式により算出される金銭額とします。

(算式)

金銭額＝（保有ポイント数－上記「株式」の算式で算出される株式数）×権利確定日時点における本株式の時価

②自己都合により役員を退任する場合

「1ポイント＝1株」として保有ポイント数を株式で給付します。

③受給予定者が死亡した場合

受給予定者が死亡した場合であって、当該受給予定者の遺族が報酬委員会で決定した役員株式給付規程で定める要件を満たした場合に、遺族給付として金銭の給付を受ける権利を取得します。

遺族給付の額は、次の算式により算出される金銭額とします。

(算式)

遺族給付の額＝死亡した受給予定者の保有ポイント数×死亡日時点における本株式の時価（注）

(注) 本制度において使用する株式の時価は、株式の時価の算定を要する日の上場する主たる金融商品取引所における終値とし、当該日に終値が公表されない場合に当たっては、終値の取得できる直近の日まで遡って算定するものとします。

(4) 留意事項

法人税法第34条第1項第3号イ(1)に規定する役位ごとの付与ポイントに相当する株式の限度数は、会長・社長は5,900ポイント、専務は3,047ポイント、常務は2,257ポイント、上席執行役は1,130ポイント、執行役は1,022ポイントとなります。

【4】取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容が取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に沿うものであると報酬委員会が判断した理由

当事業年度に係る取締役及び執行役の個人別の報酬等は、報酬委員会において定めた上記決定方針に基づく報酬基準に従って支給しているため、報酬委員会としては、当該報酬等の内容は当該決定方針に沿うものであると判断しております。

(5) 取締役及び執行役の報酬等の額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種別の総額 (百万円)			支給人数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	株式報酬	
取締役 (社外取締役を除く)	70	60	10	—	3
社外取締役	76	76	—	—	4
取締役合計	146	136	10	—	7
執行役合計	370	194	118	58	13
総合計	516	330	128	58	20

- (注) 1. 執行役の支給額には、使用人兼務の執行役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 株式報酬は給付時に金額が確定する制度であるため、当事業年度の費用計上額を記載しています。

(6) 社外取締役に関する事項

社外取締役については、いずれも当社との人的関係、資本的关系又は取引関係、その他の利害関係がなく、人格、見識等に基づき独立した立場からの適切な助言・監督を受けることが可能であることを基準に4名を選任しています。

①重要な兼職先と当社との関係

社外取締役の重要な兼職につきましては、前記「(1) 取締役及び執行役の氏名等」に記載のとおりです。なお、社外取締役4名の重要な兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

社外取締役4名は、当事業年度の在任期間中に開催された全ての取締役会に出席しています。取締役会への出席にあたっては、取締役会に先立って開催される取締役会事前報告会にも出席し、独立役員としての監督業務を行いました。

また、社外取締役4名は監査委員であり、監査委員会において内部監査部門及び会計監査人との協議、社長との意見交換、執行役等へのヒアリング、往査等を行うなど独立役員としての監査業務を行いました。

氏名	在任期間中の出席状況		主な活動状況及び社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
藤 重 貞 慶	取締役会 指名委員会 報酬委員会 監査委員会	13/13回 3/3回 3/3回 15/15回	上場企業の経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、当該観点より取締役会、指名委員会、報酬委員会及び監査委員会において積極的に発言いただくなど、経営に対する的確な助言や取締役会の意思決定への貢献、業務執行に対する監督等の社外取締役として期待されている役割を果たしていただいております。
内 藤 亜 雅 沙	取締役会 指名委員会 報酬委員会 監査委員会	13/13回 3/3回 3/3回 15/15回	法律の専門家並びに他企業での社外役員としての豊富な経験と高い見識を有しており、当該観点より取締役会、指名委員会、報酬委員会及び監査委員会において積極的に発言いただくなど、経営に対する的確な助言や取締役会の意思決定への貢献、業務執行に対する監督等の社外取締役として期待されている役割を果たしていただいております。
中 島 康 晴	取締役会 指名委員会 報酬委員会 監査委員会	13/13回 3/3回 3/3回 15/15回	会計の専門家並びに他企業での社外役員としての豊富な経験と高い見識を有しており、当該観点より取締役会、指名委員会、報酬委員会及び監査委員会において積極的に発言いただくなど、経営に対する的確な助言や取締役会の意思決定への貢献、業務執行に対する監督等の社外取締役として期待されている役割を果たしていただいております。
三 井 田 健	取締役会 指名委員会 報酬委員会 監査委員会	13/13回 3/3回 3/3回 15/15回	上場企業の経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、当該観点より取締役会、指名委員会、報酬委員会及び監査委員会において積極的に発言いただくなど、経営に対する的確な助言や取締役会の意思決定への貢献、業務執行に対する監督等の社外取締役として期待されている役割を果たしていただいております。

③主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

④当社の子会社等から当事業年度の役員として受けた報酬等の額
該当事項はありません。

(注) 本事業報告中の各項目は特記している場合を除き、2025年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）又は2025年度末（2026年3月31日）現在の状況を記載しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第165期 2026年3月31日現在
資産の部	
流動資産	159,710
現金及び預金	62,014
受取手形	5,787
売掛金	30,180
商品及び製品	16,011
仕掛品	8,671
原材料及び貯蔵品	34,394
その他	2,668
貸倒引当金	△17
固定資産	123,327
有形固定資産	87,558
建物及び構築物	22,380
機械装置及び運搬具	38,099
土地	12,341
リース資産	530
建設仮勘定	12,067
その他	2,138
無形固定資産	1,896
投資その他の資産	33,872
投資有価証券	26,046
退職給付に係る資産	5,621
繰延税金資産	874
その他	1,350
貸倒引当金	△20
資産合計	283,038

科目	第165期 2026年3月31日現在
負債の部	
流動負債	47,997
支払手形及び買掛金	8,015
短期借入金	4,393
1年内返済予定の長期借入金	7,814
リース債務	335
未払法人税等	13,117
賞与引当金	3,665
その他	10,655
固定負債	54,656
社債	10,000
長期借入金	27,204
リース債務	938
繰延税金負債	4,685
修繕引当金	5,340
役員株式給付引当金	178
退職給付に係る負債	4,543
その他	1,765
負債合計	102,654
純資産の部	
株主資本	152,485
資本金	19,699
資本剰余金	19,373
利益剰余金	116,460
自己株式	△3,047
その他の包括利益累計額	21,109
その他有価証券評価差額金	10,918
為替換算調整勘定	8,537
退職給付に係る調整累計額	1,654
非支配株主持分	6,787
純資産合計	180,383
負債純資産合計	283,038

連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	第165期
	自 2025年4月1日 至 2026年3月31日
売上高	118,229
売上原価	70,652
売上総利益	47,576
販売費及び一般管理費	26,757
営業利益	20,819
営業外収益	1,849
受取利息及び配当金	818
受取賃貸料	407
為替差益	397
その他	225
営業外費用	1,124
支払利息	798
休止賃貸不動産関連費用	156
その他	169
経常利益	21,544
特別利益	38,149
固定資産売却益	34,165
投資有価証券売却益	3,832
事業譲渡益	107
その他	43
特別損失	1,063
固定資産処分損	480
減損損失	318
災害による損失	199
その他	65
税金等調整前当期純利益	58,629
法人税、住民税及び事業税	14,726
法人税等調整額	1,573
当期純利益	42,329
非支配株主に帰属する当期純利益	559
親会社株主に帰属する当期純利益	41,770

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月15日

日東紡績株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ 東京事務所	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 茂木浩之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 藤井淳一

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日東紡績株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日東紡績株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査問に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月15日

日東紡績株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ 東京事務所	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 茂木浩之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 藤井淳一

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日東紡績株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第165期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第165期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び執行役並びに使用人等から定期的にその構築及び運用状況の報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

①監査委員会が定めた監査委員会監査基準、監査の方針、職務の分担等に従い、当社の内部監査部門及び内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役、監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針及び各取組みについては、その内容について検討を加えました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

- ④事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

事業報告に記載されている各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月18日

日東紡績株式会社 監査委員会

監査委員 中島 康晴 ㊟

監査委員 藤重 貞慶 ㊟

監査委員 内藤 亜雅沙 ㊟

監査委員 三井田 健 ㊟

監査委員(常勤) 松永 隆延 ㊟

(注) 監査委員中島康晴、藤重貞慶、内藤亜雅沙及び三井田健は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以 上

Nittobo

